

# 日本老年脳神経外科学会会則

## 第1章 総則

第1条： 本会は、日本老年脳神経外科学会(the Japan Geriatric Neurosurgery Society)  
(設立：平成6年4月1日) と称する。

第2条： 本会の事務局を、熊本大学脳神経外科（〒860-8556 熊本市中央区本荘1-1-1）  
に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条： 本会は、高齢者を対象とした脳神経外科の研究、診断および治療の発展を促進し、広く  
知識の交流を深めることを目的とする。

第4条： 本会は、前条の目的を達成するため、年1回学術集会の開催、研究成果の刊行その他の  
事業を行う。

## 第3章 会員

第5条： 会員は、本会の目的に賛同し第6条の手続きを完了した者とする。世話人会の決定に  
より名誉会員を選出することができる。名誉会員は、65歳を超えた会員で本学会に多大  
の貢献をした者とする。

第6条： 本会に入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、本会の事務局に申し込む  
ものとする。

第7条： 本会会員は、毎年年会費を年度内に納入しなければならない。原則として3年以上会費  
を滞納した者は退会とみなす。

第8条： 学術集会における発表者は共同演者ととともに、会員ならびに会長が認めた者に限る。

## 第4章 役員

第9条： 本会に次の役員を置く。役員は世話人会を構成する。

会長	1名	世話人	若干名
事務局幹事	1名	監事	1名：世話人最年長者

第10条： 会長の選出は世話人会により決定する。前期会長、現会長、次期会長、事務局幹事  
構成する選考委員会で、次々々期会長の選出および新世話人の選出を  
行い世話人に推薦する。

第11条： 学術集会会長の任期は次回の学術集会までとする。

第12条： 学術集会会長、世話人の選定は世話人会の決定による。会長候補者は、開催の抱負・趣旨  
を学会開催日の2週間前までに事務局に提出する。世話人候補者は、略歴と2名の世話人からの  
推薦書を学会開催日の2週間前までに事務局に提出する。世話人の任期は、65歳時の学術集会  
世話人会当日までとする。

第13条： 学術集会会長を経験した世話人により総務委員会を構成する。総務委員会の業務は別に定  
める。

## 第5章 会計

第14条： 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。会計監事は、前々期会長と前期  
会長とする。

第15条： 事務局幹事およびその年度の会長は、世話人会で決算報告を行う。世話人会開催が開催年度途中の  
場合は、改めて新年度に決算報告をメール・郵送で行う。

## 第6章 会則の変更

第16条： 本会則ならびに細則は、世話人会において改正することができる。

- 細則
- 1、会員の年会費は、8,000円とする（ただし、機関誌代金を含む）。名誉会員からは年会費を徴収し  
ない。
  - 2、本会の経費は、本会会員の年会費、寄付金をもって充てる。  
学術集会にて若干の参加費を集めることができる。
  - 3、本会則は、平成6年4月1日より施行する。

平成7年2月18日改正  
平成12年4月8日改正  
平成23年4月18日改正  
平成28年4月22日改正  
令和元年7月10日改正

平成8年2月17日改正  
平成15年9月30日改正  
平成25年3月1日改正  
平成29年4月20日改正

平成10年2月21日改正  
平成18年3月11日改正  
平成26年4月24日改正  
平成30年2月23日改正  
令和7年4月2日改正